

平成 17 年国勢調査 新産業分類特別集計 －日本標準産業分類第 12 回改定に伴う組替集計の概要

1 集計の目的

国勢調査で用いる産業分類は、日本標準産業分類を基に、これを国勢調査に適合するよう各回の国勢調査ごとに集約して編成している。平成 17 年国勢調査に用いた産業分類（以下「旧産業分類」という。）は日本標準産業分類（平成 14 年 3 月改訂（第 11 回改訂））を基にしたものであるが、平成 22 年国勢調査に用いる産業分類（以下「新産業分類」という。）は、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定（第 12 回改定））を基に編成することとしている。このため、次回平成 22 年国勢調査結果との時系列比較を可能とすることを目的として、平成 17 年国勢調査結果を新産業分類により組替集計を行ったものである。

2 集計方法

平成 17 年国勢調査抽出詳細集計で対象となった 15 歳以上就業者について、調査票の記入内容に基づいて新産業分類符号を付して集計した。

ただし、産業小分類単位でそのまま新産業分類と旧産業分類が対応するものについては、機械的に新産業分類符号を付した。

3 結果の推定方法

結果の推定は、平成 17 年国勢調査抽出詳細集計の推定方法によった。（[参考 1](#) 参照）

4 分類の対応

下表のとおり。（詳細は[参考 2](#) 参照）

旧産業分類(平成17年国勢調査産業分類) (大分類19, 中分類80, 小分類228)	新産業分類(本特別集計に用いた産業分類) (大分類20, 中分類82, 小分類253)
A 農業	A 農業、林業（統合・新設） 「A 農業」と「B 林業」を統合
B 林業	
C 漁業	B 漁業
D 鉱業	C 鉱業、採石業、砂利採取業（改称）
E 建設業	D 建設業
F 製造業	E 製造業
G 電気・ガス・熱供給・水道業	F 電気・ガス・熱供給・水道業
H 情報通信業	G 情報通信業 「H 情報通信業」と「Q サービス業(他に分類されないもの)」から中分類「専門サービス業(他に分類されないもの)」のうち小分類「その他の専門サービス業」の一部を統合
I 運輸業	H 運輸業、郵便業（統合・新設） 「I 運輸業」と「H 情報通信業」から小分類「信書送達業」を統合
J 卸売・小売業	I 卸売業、小売業（改称） 「J 卸売・小売業」と「P 複合サービス事業」から中分類「協同組合(他に分類されないもの)」の一部を統合
K 金融・保険業	J 金融業、保険業（改称）
L 不動産業	K 不動産業、物品賃貸業（統合・新設） 「L 不動産業」と「Q サービス業(他に分類されないもの)」から中分類「物品賃貸業」を統合
M 飲食店、宿泊業	L 学術研究、専門・技術サービス業（新設） 「P 複合サービス事業」から中分類「協同組合(他に分類されないもの)」の一部、「Q サービス業(他に分類されないもの)」から中分類「学術・開発研究機関」、「専門サービス業(他に分類されないもの)」（広告制作業を除く）、中分類「広告業」のうち小分類「広告業」の一部、中分類「その他の事業サービス業」のうち小分類「他に分類されない事業サービス業」の一部を統合
N 医療、福祉	M 宿泊業、飲食サービス業（統合・再編） 「J 卸売・小売業」から中分類「飲食料点小売業」のうち小分類「料理料点小売業」の一部、「M 飲食店、宿泊業」を統合
O 教育、学習支援業	N 生活関連サービス業、娯楽業（新設） 「O 教育、学習支援業」から中分類「その他の教育、学習支援業」のうち小分類「教養・技能教授業」の一部、「Q サービス業(他に分類されないもの)」から中分類「洗濯・理容・美容・浴場業」、「その他の生活関連サービス業」、「娯楽業」を統合
P 複合サービス事業	O 教育、学習支援業
Q サービス業(他に分類されないもの)	P 医療、福祉
	Q 複合サービス事業
	R サービス業（他に分類されないもの） 「H 情報通信業」から中分類「放送業」の一部、「N 医療、福祉」から中分類「社会保険・社会福祉・介護事業」のうち小分類「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」の一部、「Q サービス業(他に分類されないもの)」から中分類「廃棄物処理業」、「自動車整備業」、「機械等修理業」、「広告業」のうち小分類「広告業」の一部、「その他の事業サービス業」(小分類「他に分類されない事業サービス業」の一部を除く)、「政治・経済・文化団体」、「宗教」、「その他のサービス業」のうち小分類「その他のサービス業」の一部、「外国公務」、「R 公務(他に分類されないもの)」から中分類「地方公務」のうち小分類「都道府県機関」及び「市町村機関」の一部を統合
R 公務(他に分類されないもの)	S 公務（他に分類されるものを除く）（改称） 「Q サービス業(他に分類されないもの)」から中分類「その他の事業サービス業」のうち小分類「他に分類されない事業サービス業」の一部、「その他のサービス業」のうち小分類「その他のサービス業」の一部を移行
S 分類不能の産業	T 分類不能の産業